

宮城県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金 交付要綱

(趣旨)

第1 県は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援として設備・備品等の購入費用等に対する補助を、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とし、予算の範囲内において「宮城県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）及び令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知（以下「国通知」という。）別紙1）並びに令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱（国通知別紙2）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の対象事業所・施設は次に該当し、且つ宮城県内に所在する事業所・施設とし、交付対象者は、当該事業所を運営する事業者とする。

- (1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業
国通知別添1に規定する助成対象事業所・施設
- (2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業
国通知別添2に規定する助成対象事業所・施設

2 補助金の交付対象となる経費は次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 前項(1)の事業
国通知別添1に規定する対象経費
- (2) 前項(2)の事業
国通知別添2に規定する対象経費

(交付額)

第3 補助金の交付額は次により算出された額の合計額とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

- (1) 第2第1項(1)の事業
国通知別添1に規定する助成額を上限とする額
- (2) 第2第1項(2)の事業
国通知別添2に規定する助成額を上限とする額

(交付の申請)

- 第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は、令和8年5月20日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業所・施設別申請額一覧（別記様式1-1）
 - (2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実施計画書（事業所単位）（別記様式1-2）
 - (3) 口座振込依頼書（振込先口座の通帳の写しを含む。）（別記様式1-3）
 - (4) 支出内容の根拠となる資料（見積書、製品カタログ等）
 - (5) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、交付の申請をすることができない。
- (1) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
 - (2) 県税に未納がある者

(交付の条件)

- 第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。
- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）又は事業の内容の変更（補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない変更を除く。）をする場合には、事業内容変更承認申請書（別記様式第2号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第3号）を提出し、速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (7) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事

業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(実績報告)

第6 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告の様式は、補助事業実績報告書(別記様式第4号)によるものとし、規則第12条第2項の規定による提出期限は令和8年10月30日までとする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、提出期限を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

2 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業所・施設別清算額一覧(別記様式4-1)
- (2) 介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業に関する事業実績報告書(事業所単位)(別記様式4-2)
- (3) 支出内容を証明する資料(領収書、支払記録等)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(決定の取消し)

第8 知事は、規則第16条第1項の規定により、同項に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 実施要綱若しくはこの要綱又はこれらに基づく知事の処分に違反したとき
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (3) 申請者の不備による振込不能等があり、県が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により交付ができなかったとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第9 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、規則第17条第2項の規定により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施のために必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年3月30日から施行する。